

広島市と広島信用金庫との地域における高齢者等の  
支え合い活動等の推進に関する協定書

広島市（以下「甲」という。）と広島信用金庫（以下「乙」という。）は、地域における高齢者等の支え合い活動等の推進に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力し、高齢者等が、いきいきと、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の形成を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項に協力して業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 日常業務の中で把握した高齢者等からの相談ごとや何らかの異変等の情報（乙の守秘義務に係るものを除く。）共有など、地域における支え合い活動の推進に関すること。
- (2) 認知症の方とその家族を地域で支えるために必要となる知識の習得や症状の理解など、認知症対応力の向上に関すること。
- (3) その他、前条の目的の達成に資すること。

（免責）

第3条 乙は、第2条の規定による取組を実施したこと又は実施することができなかったことにより生じた問題等について、その責任は負わないものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいし、又は本協定の目的外に利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、有効期間が満了する日の翌日から更に1年間有効とし、以後もまた同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年12月25日

甲 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市

広島市長 松井一實

乙 広島市中区富士見町3番15号  
広島信用金庫

理事長 武田龍雄